

事務連絡

平成24年2月20日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
後期高齢者医療主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する  
財政支援の延長等に関するQ&Aについて

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等については、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」(平成24年1月31日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡。以下「事務連絡」という。)においてお示ししたところですが、療養費等の一部負担金相当額の取扱いについて多数照会があることを踏まえ、別添のとおりQ&Aを作成するとともに、事務連絡の別添資料の一部を修正いたしましたので、内容について御了知の上、貴管内被保険者等に対して周知等いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

## 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等に関する Q&A

### 【平成 24 年 3 月 1 日以降も免除措置を継続するものについて】

問 平成 24 年 1 月 31 日付け事務連絡には、一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間の延長について記載があるが、一部負担金とは「療養の給付に係る一部負担金」のことのみに指しているのか。

他の一部負担金相当額（療養費や訪問看護療養費など）については、免除措置に対する財政支援は継続されるのか。

(答)

震災に係る特例法（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年 5 月法律第 40 号)」）の取扱いは平成 24 年 2 月 29 日までで、現行法に減免の規定があるもの以外は、延長の対象とはなりません。平成 24 年 1 月 31 日付け事務連絡の 1（1）及び（2）にある財政支援の対象となるものは、以下のとおりです。

#### <延長するもの>

- ・療養の給付に係る一部負担金
- ・保険外併用療養費（食事療養・生活療養に係る部分以外）に係る一部負担金相当額
- ・家族療養費（食事療養・生活療養に係る部分以外）に係る一部負担金相当額
- ・家族訪問看護療養費及び訪問看護療養費に係る一部負担金相当額
- ・特別療養費（食事療養・生活療養に係る部分以外）に係る一部負担金相当額

#### <延長しないもの>

- ・入院時食事療養費に係る標準負担額
- ・入院時生活療養費に係る標準負担額
- ・保険外併用療養費の食事療養・生活療養に係る部分の標準負担額
- ・療養費（資格証明書の交付を受けている場合も含む）に係る一部負担金相当額※
- ・償還払いされた家族療養費に係る一部負担金相当額※
- ・療養費及び家族療養費の食事療養・生活療養に係る部分の標準負担額
- ・特別療養費の食事療養・生活療養に係る部分の標準負担額

※療養費及び償還払いされた家族療養費に係る一部負担金相当額とは、具体的には、以下に掲げるものです。

- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合の診療等
- ・治療用装具
- ・海外で受けた診療等

なお、この場合の費用の額の算定については、一部負担金相当額を控除した額を基準として療養費を支給することになります。

◎ 平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

## 1. 免除を受けることができる期限と対象者

- 東京電力福島原発事故による警戒区域等（注）のすべての住民の方（※1） → **平成25年2月28日まで**
- 東日本大震災による被災区域（警戒区域等（注）以外）の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度 及び 全国健康保険協会にご加入の方（※1）（※2） → **平成24年9月30日まで**

（※1）震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

（※2）その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

（注）「警戒区域等」とは、

- ① 警戒区域
  - ② 計画的避難区域
  - ③ 旧 緊急時避難準備区域
  - ④ 特定避難勧奨地点（ホットスポット）
- と指定された4つの区域等をいいます。

＜ 窓口負担が免除される方 ＞

- （1）災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- （2）以下のいずれかに該当する方
  - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

## 2. 国民健康保険、後期高齢者医療制度 及び 全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。（※3）

（※3）その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

※ ただし、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」又は「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

### 市町村名

広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までとなります。

- ・ 入院時の食費、居住費
- ・ 被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・ 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等